

沖縄県遠距離等通学費補助金交付要綱

令和5年6月6日制定
令和6年2月22日改正
令和7年1月9日改正
令和7年6月18日改正
令和8年4月1日改正
令和8年6月30日改正

(通則)

第1条 遠距離等通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、バス又はモノレールを利用して遠距離等から通学する中高生の保護者等が購入する通学定期券等の経費に対して、沖縄県が予算の範囲内において、その一部を補助することにより、中高生が安心して学業に励むことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）、高等学校等就学支援金（新制度）で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校及び高等学校等の専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）（「以下「専攻科」という。）をいう。
- (2) 「中学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校（以下「中学校」という。）及び各種学校（中学校に相当する課程に限る。）をいう。
- (3) 「中学高校」とは、第1号の規定による高等学校等及び第2号の規定による中学校等をいう。
- (4) 「高校生等」とは、第1号の規定による高等学校等に在学する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
 - ア 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者
 - ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による特別育成費の支弁対象となる者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）
 - エ アからウのほか、他の制度により通学費の支援を受けている者
- (5) 「中学生」とは、第2号の規定による中学校等のうち、通学区域が県全域の中学校等に在籍する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
 - ア 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - イ 生活保護法第32条の規定による教育扶助を受給している者
 - ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ

支家第 47 号)」による特別育成費の支弁対象となる者

エ アからウのほか、他の制度により通学費の支援を受けている者

- (6) 「中高生」とは、第 4 号の規定による高校生等及び第 5 号の規定による中学生をいう。
- (7) 「保護者等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。
- ア 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、以下(ア)から(エ)までを除く。）がいる場合は、当該保護者とする。
- (ア) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
- (イ) 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- (ウ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、高校生等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- イ 高校生等に保護者がいない場合は、当該高校生等（当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。
- ウ 在学中に高校生等が成年に達した場合において、家族構成等に変更がなく、成年に達する日の前日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がないときは、当該高校生等が在学している間に限り、当該保護者であった者を前号の「他の者」（主たる生計維持者）とみなす。この場合において、当該保護者であった者が 2 名であるときは、「他の者」は 2 名として取り扱う。
- エ 第 7 号ア(エ)に規定する経費負担困難者に関し、共同親権であるため親権者は 2 名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難であると保護者等からの申し出について判断が難しい場合は、沖縄県まで問い合わせることとする。
- (8) 「バス通学費等」とは、中高生が居住地等から学校までの往復に要する通学定期券等の購入費をいう。
- (9) 「通学定期券等」とは、自宅と中学高校との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する中高生に対してバス事業者又はモノレール事業者が一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号）第 8 条の規定に基づき発行する通学定期乗車券（1 か月以上の一定期間を利用単位とするものに限る、以下「通学定期券」という。）及び通学回数乗車券（以下「通学回数券」という。）をいう。
- (10) 「認定基準日」とは、当該年度の 7 月 1 日とする。ただし、災害等により家計急変が発生した日が 7 月 2 日以降の場合にあっては、申請を受付した月の翌月（災害等により家計急変が発生した日が申請を受付した月の 1 日の場合は、申請を受付した月）の 1 日とする。

（学校外施設に通学する場合の特例）

第 4 条 在籍する中学高校の校長が指導要録上出席扱いとし、沖縄県内に所在する通所区域の定めが無い学校外の施設で恒常的に相談・指導等を受けている生徒については、中高生とみなす。

2 前項の規定により中高生とみなされる者については、第 3 条第 8 号中「学校」を「相談・指導等を受ける施設」とする。

(対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、認定基準日において、沖縄県内の学校に通う中高生のバス通学費等を負担する保護者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象となる世帯は、保護者等に係る前年の所得の状況を勘案し、次項に規定する算定方法により算出した算定基準額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。以下同じ。）が15万4,500円未満である世帯とする。上記の算定基準額は、保護者等ごとに、アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額とする。ただし、算出した額が零を下回るとき、又は当該保護者等が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者若しくは同法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割を課することができない者であるときは零とし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

ア 当該年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び地方税法附則に規定する各層の課税所得金額等の合計額（当該生徒等が地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該年度の前年12月31日において当該保護者等の扶養親族であり、かつ、当該年度の前年1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該合計額から33万円を控除して得た額）に100分の6を乗じた額

イ 当該年度分の市町村民税に係る地方税法第314条の六の規定により控除する額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の十九第1項に規定する指定都市により当該市町村民税の所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）

- (2) 前号の規定に該当しないが、家計急変による経済的理由から第1号の算定基準額に相当すると認められる者。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められるバス通学費等を対象とする。
 - (2) 1か月当たりのバス通学費等から1万5,000円を控除して得た額とする。ただし、算定した額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (3) 休学期間などの通学実態がない期間は交付対象に含めないものとする。ただし、学校の休業日及び卒業した日の属する月はこの限りではない。
 - (4) 通学定期券においては有効期間、通学回数券においては使用をもって交付の対象とする。
- 2 この補助金は、申請時期にかかわらず交付決定日が属する事業年度の使用実績に要する経費を対象とする。ただし、前条第2号にかかる支給期間は知事が定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、遠距離等通学費補助金交付申請書（様式1）と次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により申請しなければならない。

- (1) 課税に関する証明書
- (2) 通学計画書（様式2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、使用実績分を年2回に分けて支給できる。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の請求)

第10条 第8条の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、使用実績分の補助金を受けようとする場合、知事が定める方法により遠距離等通学費補助金請求書(様式3)と次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

- (1) 補助金額計算書(様式4)
- (2) 通学定期券購入の場合 通学定期券購入額一覧表(様式4-2)
- (3) 通学回数券購入の場合 通学回数乗車券使用実績報告書(様式4-3)
- (4) バス通学費等を証明できる領収書等
- (5) 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(変更交付申請)

第11条 補助対象者が転居又は転学などの事由により交付決定額を上回る変更が生じる場合は、遠距離等通学費補助金変更交付申請書(様式5)に、交付決定額を上回る内容がわかるよう記載した第7条第1項に掲げる第1号の書類を除き提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の実績報告は、第10条の請求をもって実績報告に代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第10条の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を通知するとともに、補助金を支払う。

- 2 補助金の額の確定は、前項の通知をもって代えるものとする。

(補助金の支払い停止)

第14条 交付決定を受けた者がこの要綱に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は一部の支払いを停止することができる。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 不正な手段により補助金の決定を受けた場合
 - (3) その他本要綱に反する場合
- 2 知事は前項の規定による補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。
 - 3 第1項の場合において、既に支給済で支給超過となる補助金があるときは、超過分を返還させるものとする。

- 4 補助金の返還の期限は、知事が返還を命じた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則第17条第4項の規定に基づく延滞金を徴するものとする。
- 5 補助金の返還方法は、知事の交付する返還命令書に定めるところにより、返還期日までに沖縄県指定金融機関へ納入させるものとする。

(書類の経由)

第16条 第7条、第10条及び第11条にかかる書類は、中高生が在学する中学高校を経由するものとする。ただし、第4条第1項の規定により中高生とみなされる者については適用しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附 則

- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条については令和5年度予算から適用する。

附 則

- 3 この要綱は、令和7年1月9日から施行する。ただし、第6条第2項ただし書きについては令和7年度予算から適用する。

附 則

- 4 この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

附 則

- 5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 6 この要綱は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。